

# 「九条俳句」市民応援団



「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター  
〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 689-1-203 武内 気付  
TEL 090-2173-2591 MAIL satoru.takeuchi9@gmail.com

2018/10/10  
Vol.21

URL <http://9jo-haiku.com>  
f <https://www.facebook.com/9johaiku/>

## 早期「現場・当事者」解決めざし 1万人署名・11.14 市民集会を みなさんと

この「息苦しい世の中」「自由にあたりまえの表現することの意味」を問う。  
この「九条俳句」裁判は今、最大の山場にありまます。上告中とはいえ早期解決に向け『1万人署名』『11.14市民集会』に全国のみなさんへご協力をお願いします。



### 「九条俳句」掲載を求める市民集会

11月14日(水) 18時30分開会  
浦和コミュニティセンター 多目的ホール

さいたま市浦和区東高砂町11-1 TEL.048-887-6565  
JR線「浦和駅東口」より徒歩1分、パルコ上階10F

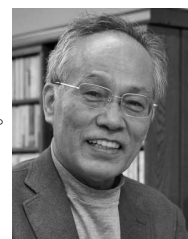
#### ●講演 「今 声をあげるとは」

佐高 信さん (評論家、東北公益文科大学客員教授、週刊金曜日編集委員)

- 原告・作者、弁護団、研究者、表現者声明識者から
- 各地から。応援団提起など

佐高 信 (さたか まこと) さん

1945年、山形県酒田市出身。高校教師、経済誌編集者を経て、評論家に。東北公益文科大学客員教授、週刊金曜日編集委員を務める。「ハイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク」共同代表。「社畜」という言葉で日本の企業社会の病理を露わにし、会社・経営者批評で一つ分野を築く。経済評論にとどまらず、憲法、教育など現代日本について辛口の評論活動が続ける。著書『「同じ年」ものがたりー(世代)と(人物)で語る昭和史』2017年6月・作品社、『安倍「日本会議」政権と共犯者たち 新・佐高信の政経外科』2018年1月・河出書房新社、など多数



#### 「九条俳句」表現者声明

小さな一句の尊厳のため。

「九条俳句」の検閲に抗議し、「公民館だより」への掲載を求めます。

2014年、さいたま市三橋公民館の職員が、「公民館だより」に、次の俳句の掲載を拒否しました。

梅雨空に「九条守れ」の女性デモ

掲載を拒否した理由は、「世論を二分するような俳句は、公民館の意見と調整されるおそれがあるから」というものです。当時国会では安保法制をめぐって激しい議論が行われていて、さいたま市教育委員長は「集団的自衛権の問題が背景にあり、掲載すべきではない」と言明し、市の担当者は「別の俳句なら載せられる」と言いました。

このような俳句の原題内容を問題にした掲載拒否は、「検閲」にあたり、表現の自由を深刻に侵害するものです。憲法第21条1項の「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と、2項の「検閲は、これをしてはならない」に違反し、また憲法第99条「公務員の憲法擁護義務」にも違反しています。

作者の女性は市の対応に納得せず、当該俳句の掲載を求めましたが、市が掲載を拒否し続けたため、1年後訴訟に踏み切りました。今年5月、東京高裁は、原告・俳句作者の「掲載請求権」は認めないものの、「思想、信条を理由に不公正な取り扱いをした」ので、「人格的利益を侵害して違法」との判決を下しました。しかしさいたま市は、市側に公民館だよりの「掲載(編集)権」があると主張して、未だに作者の掲載の求めに応じようとはせず、最高裁に上告しました。

憲法第21条1項の「表現の自由保障」と2項の「検閲の禁止」は、戦前の反戦や生活を諷んだ句の作者が執筆された「昭和俳句弾圧事件」など、様々な言論弾圧の経験の上に設けられた峻厳な規定です。今年2月に逝去された俳人・金子兜太さんは生前、「戦争は必ず言論の自由の否定から始まる。『下からの弾圧』が怖いぞ」との言葉を残されています。

さいたま市の「九条俳句不掲載」は、一見ささやかな事件のように見えますが、これが戦前のような思想・言論弾圧時代の洪水路となることを危惧します。「小さな一句」の尊厳を守ることが、戦後を生きた私たち表現者の責任だと考えます。

さいたま市による「九条俳句」の検閲に抗議し、「公民館だより」への掲載を求めます。

「九条俳句」表現者声明実行委員会  
協力:「九条俳句」市民応援団/阿佐ヶ谷市民連帯  
連絡先:090-5648-9892 (皆川)

「檻の俳句館(戦前、弾圧にあつた俳句を展示)」の館主をされている方です。賛同人として埼玉県の文学関係者やメディア論専門家、コメディアンから木工作家まで、あらゆる表現分野に関わる方々が、続々声を挙げてきています。日本ペンクラブ理事の小中陽太郎さんは、「小さな一句」というフレーズを受けて、「一句は、銃よりも強し」というメッセージを寄せました。故金子兜太さんは、「檻の俳句館」設立の提言者ですが、生前マブソンさんに対し「マブソン君、戦争は必ず言論の自由の否定から始まる。『下からの弾圧』が怖いぞ」と言われたそうです。『下からの弾圧』とは、「九条俳句」事件を念頭に置いた発言だと思われまます。5・7・5のわずか一七文字で表現された「小さな俳句」の尊厳を守ることが、戦後を生きた表現者たちの共同の歴史的责任だと思ひ、さらに賛同者を募っていきます。(皆川学)

#### さいたま市へ公開質問 (概要)

- 一、二審の判決結果について、一、二審とも九条俳句不掲載は違法と判決が出されていますが、「違法」とされたことについて、市としてどう対応するのかお聞かせください。
- 埼玉弁護士会は6月29日人権救済勧告で「今回の九条俳句不掲載は憲法14条に違反している。住民からの俳句を公民館だよりに掲載するとともに、表現の自由に対する、萎縮的效果を配慮し、公正かつ公平な取り扱いをすべきことを勧告する」という勧告書をさいたま市に提出しました。この勧告をどう受け止め、市としてどう対応するのか、お聞かせください。
- 市は「掲載請求権は認められていない」と述べていますが、今回の件で市は「他の俳句なら掲載する」と述べています。これは明らかに思想信条・表現の自由に対する、干渉であり侵害といえます。この件についての考えを聞かせてください。
- 今回の公民館の行為は憲法21条2項の検閲に抵触しますが、野崎センター長は、「検閲ではない」検閲とは「すべての刊行物とか、公表の機会を制限すること」と述べています。これは市の見解でしょうか、見解の出典を提示し、改めて検閲とは何か、を示して下さい。
- 市は「俳句の掲載は彩りを与えるもの」との見解を現在でも主張しています。俳句という文芸作品を、「彩り」としかとらえていない市の見解に、作者や俳句会のメンバー等は「文芸作品を侮辱している」と怒りの声を上げています。市は、まだ「彩りを与えるもの」という見解を維持されますか。
- 市は掲載しないのは「思想信条の自由、の侵害ではない」と述べていますが、では市の考えている「思想信条の自由」とはどのようなことなのでしょうか、述べて下さい。
- 市は「九条守れ」と「女性デモ」の文芸は「彩り」を添えるものではないから掲載しなかった、と述べていますが、この文芸を理由に不掲載を判断したことは、憲法99条の「公務員の憲法尊重擁護義務」に違反すると思われまます。市の見解はいかがでしょうか。
- 作者及び私は早期解決を願ひ、原状回復を望んでいます。市は和解について検討する用意がある、と述べています。公務員の不法行為(故意過失等)については賠償責任が問われますが、和解について、どのように考えているのでしょうか。
- 公民館のあり方について、さいたま市は県内に限らず、他県の公民館を参考にして、住民参加の編集会議等についてどうお考えですか。公民館とは館の職員だけで運営するものではなく、職員・市民・住民が手をとりあい、市民が文化教養を身につけ発表する場、大人の学習権を保障する場所ではないでしょうか。

#### インフォメーション

- ▶10月15日(月)「社会教育学会」など4団体、市へ見解申入れ、記者会見(14時)。臨時「みんなカフェ」中町公民館(15時)
- ▶10月16日(火)日本ペンクラブシンポジウム『「憲法と表現の自由」の現在と未来』有田芳生、石田純一、望月衣塑子 文京シビックホール 18時半
- ▶10月21日(日)オール埼玉情宣 浦和駅西口 14時
- ▶11月14日(水)「九条俳句」掲載を求める市民集会 浦和コミュニティセンター多目的ホール 18時半
- ▶11月21日(水)1000人委員会集会 18時 市民会館大宮
- ▶11月26日(月)オール埼玉総行動 大宮駅西口 18時半

#### 「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会

(通称・「九条俳句」市民応援団)  
武内 暁(090-2173-2591) 前島英男(090-1668-6232)  
佐藤一子、嶋田耕作(080-1328-3014) 石垣敬夫(090-4373-0937)  
〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 689-1-203 武内 気付  
URL <http://9jo-haiku.com> MAIL [satoru.takeuchi9@gmail.com](mailto:satoru.takeuchi9@gmail.com)

くらしの中から政治を考える。  
●賛同者運動 現在1100名(1口1000円)  
●「九条俳句」募集中  
●毎月25日は「九条俳句」デー

振込先 ゆうちょ口座 00150-7-634494  
「九条俳句」市民応援団

フェイスブック サイト

# 「九条俳句」掲載を求める1万人署名にご協力願います

## あたりまえの声。「小さな一句」の尊厳のために。 さいたま市の「九条俳句」の原状回復＝『公民館だより』への掲載を求めます。

### さいたま市との話し合い報告

2018年8月30日さいたま市と「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で実行委員会との話し合いが大宮シーノビル生涯学習センターで午前10時より行われました。市側の参加者は竹居部長、野崎生涯学習総合センター長他3名、市民応援団からは、原告、武内、小林他6名詳しくは別途記録があります。

#### 一部紹介

原告 「もう裁判にかけたから市民との話も、意見も聞かないというのなら、全然変わらないですよ。公民館は市民の意見も聞いて、市民のためにあるわけですよね。その辺はどういうふう考えていらっしゃるのですか？」

竹居部長 「公民館のあり方、私たちの望んでいる公民館のあり方というもの、同じ土壌で話すのではなく、違う色んな土壌で話されてしまうと、いい方向に行かないのではないかなという気持ちもしています。」と述べ、話し合いは平行線をたどりました。

市民応援団としてはこれまでの質問事項をまとめ、次回の話し合いまでに回答を求めることにしました。

公開質問状も別途に出ていますのでご確認ください。  
(石垣敏夫)

9月2日(日)、与野産業文化センターで『九条俳句』上告から今何を！市民集会』を開催しました。上告はしましたが、最高裁の判断を待つのではなく、当事者間の早期解決をめざして運動を盛り上げていこうと計画した市民集会です。70人が参加しました。



田島泰彦氏

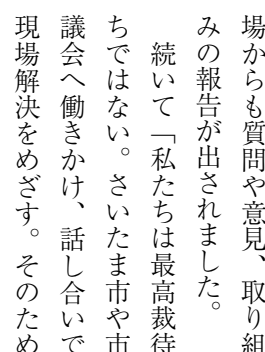
最初に、応援団代表の武内、弁護団長の佐々木弁護士、原告からそれぞれ挨拶があり、弁護団事務局長の久保田弁護士の自由を説明したいと思

### 『九条俳句』上告から今何を！市民集会開催



門奈直樹氏

士が上告理由を説明しました(2面参照)。ゲストスピーカーには元上智大学教授の田島泰彦氏、立教大学名誉教授の門奈直樹氏、社会教育推進全国協議会委員長の谷岡重則氏をむかえました。



谷岡重則氏

田島氏は、「情報統制はメディアを規制することで進められてきたが、ターゲットが変わり個人の情報・言論への介入が顕著になってきている。九条俳句もこれに当てはまる」と指摘し、「表現の自由は何が大事か。発信した情報を市民や社会にきちんと伝えること。それには検閲させないことだ。九条俳句問題で最も重要なことは原状に復させること(公民館だよりに掲載させること)」と述べ、住基ネット裁判の体験から、「金沢地裁、大阪高裁で違憲判断があった。おそらく市民の運動があったら違憲判断になった。メディアも動かし」と語り、市民応援団が果たす役割が大きいことを示唆しました。

門奈氏からは専門のジャーナリズム論の立場から、谷岡氏からは社会教育の立場からそれぞれ問題提起があり、会場からも質問や意見、取り組みの報告が出されました。続いて「私たちは最高裁判ちではない。さいたま市や市議会へ働きかけ、話し合いで現場解決をめざす。そのため

門奈氏からは専門のジャーナリズム論の立場から、谷岡氏からは社会教育の立場からそれぞれ問題提起があり、会場からも質問や意見、取り組みの報告が出されました。続いて「私たちは最高裁判ちではない。さいたま市や市議会へ働きかけ、話し合いで現場解決をめざす。そのため

門奈氏からは専門のジャーナリズム論の立場から、谷岡氏からは社会教育の立場からそれぞれ問題提起があり、会場からも質問や意見、取り組みの報告が出されました。続いて「私たちは最高裁判ちではない。さいたま市や市議会へ働きかけ、話し合いで現場解決をめざす。そのため

最後に、佐藤一子さんから『九条俳句』上告から今何を！というタイトル通りの集会成为った。さらに大きな次の一歩が踏み出される、ということをお互いに頑張りましょう」と、まとめのことがあり、集会を終了しました。(江野本)

2018年5月18日の東京高等裁判所は、さいたま市の違法性を一番に引き続き再び認めましたが、私たちは最高裁に上告をすることにしました。今回は、弁護団の主張する上告書面の骨子を簡単に説明したいと思

### 原告・さいたま市の上告審の主張 弁護団事務局長 久保田和志

現の自由は保障されるはずでも表現の自由が保障されるべき場合はあるとして、過去の最高裁判決などで、表現者に場所の利用権がない電柱への張り紙行為や駅構内・高校の構内でのビラ配り、裁判所の傍聴席でのメモを取る行為などが表現の自由の保障が及ぶことを認めていることを指摘して、本件でも表現の自由侵害を正面から認めて頂くように主張しています。

また『学習権』についても、原審が学習権が憲法上の権利であることを認めながら、発表する自由までは保障されないとした点を弁護団は問題にしています。

民主主義の充実の観点からは、学習し討論をし発表をする過程の全てが保障されないと学習権は実のあるものにならないことを主張し、併せて、社会教育法9条の3や12条の介入禁止規定違反について正面から判断すること

また、さいたま市は憲法94条違反を主張しています。憲法94条は「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能」が地方自治体にはあり、今回の原審判決は財産管理機能を侵害するといふものです。